

令和2年9月28日

株式会社 清水銀行

## しみず後見制度支援預金の取扱開始について

清水銀行(頭取 岩山 靖宏)では、後見制度を利用される方を対象とした「しみず後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

本預金は後見制度を利用されるお客さまの日常的に使用しない金銭を別管理し、家庭裁判所の指示書に基づき取扱うことで、お客さまの金融資産を安全にお守りするものです。

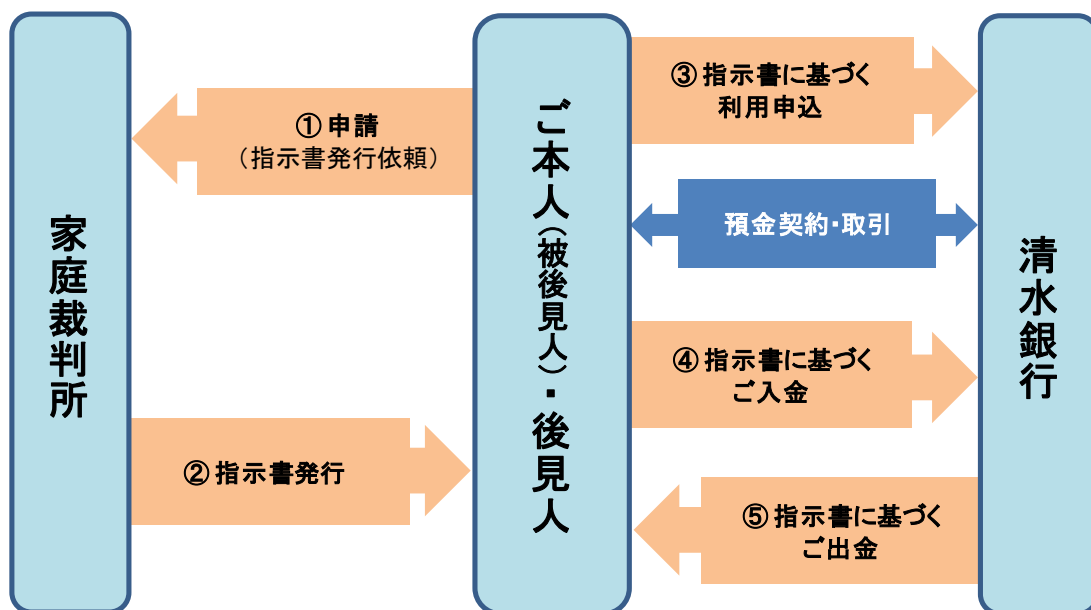
### 1. 取扱開始日

令和2年10月1日(木)

### 2. 後見制度支援預金とは

後見制度を利用されるお客さま(被後見人)の財産のうち、日常生活に必要な金銭とは別に、普段使用しない金銭を別口座(後見制度支援預金)で管理し、家庭裁判所の発行する指示書に基づく取引に限定して取扱うことで、後見人さまの財産の管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

### 3. 後見制度支援預金ご利用のイメージ



## 4. 商品の内容

商品名	・しみず後見制度支援預金
預金種類	・普通預金（または決済用普通預金）
利用対象者	・後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、静岡県内の家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について指示書の交付を受けた個人のお客さま
お預入れ方法	・口座を開設いただいた店舗のみでお預入れいただけます。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書によりお預入れいただけます。
払戻し方法	・口座を開設いただいた店舗のみでの払戻しとなります。 ・家庭裁判所から交付を受けた指示書により払戻しいたします。 （口座を解約される場合も家庭裁判所の指示書が必要となります。）
利息	・普通預金利息（決済用普通預金の場合は無利息）
付加できる特約	・生活資金等の管理用口座に定期的な送金を行う場合、家庭裁判所の指示書に基づき定額自動送金の利用、金額・サイクルの変更が可能です。
手数料	・口座開設手数料：11,000円（消費税込）
制限事項	・以下の取引・サービス等のご利用いただけません。 ➢キャッシュカードの発行、ATMでのお取引 ➢公共料金・その他各種代金等の口座振替 ➢給料・年金・配当金・償還金等の自動受取 ➢しみずダイレクトバンキングサービス ➢少額貯蓄非課税制度（マル優）
取扱店舗	清水みなとインターネット支店を除く静岡県内店舗

※詳細は商品概要説明書をご確認願います。

<ニュースリリースに関するお問い合わせ>

清水銀行 事務部 054-363-6111

支店営業部 054-366-9990

